

公共交通対策特別委員会（第4回）

日 時 平成23年11月10日（木） 午前10時～

場 所 第3委員会室

1 開議

2 議題

（1）委員会調査について

①調査事項

②調査の進め方

3 その他

持続可能なコミュニティバス等導入に関する取り組み ～さいたま市コミュニティバス等導入ガイドラインの策定を通じて～

金内 裕
藤 泰久、高砂子 浩司、須永 大介
鈴木 文彦

さいたま市 都市局 都市計画部 都市交通課
一般財団法人 計量計画研究所
交通ジャーナリスト

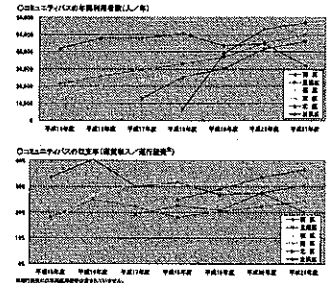
背景

高齢化社会の進展に伴い、移動手段を確保するべく、コミュニティバス等で交通空白地区・不便地区の解消等を目指す

現在、さいたま市内には南北方向に伸びる鉄道路線を結ぶ形で主に東西方向に路線バスが多く運行されており、市民にとって生活の足として重要な役割を担っている。さいたま市では、今後の高齢化社会の進展に伴い、鉄道、路線バス、コミュニティバスを組合わせて地域の移動手段を確保し、市内の交通空白地区や不便地区を解消することを目指している。

しかしながら、コミュニティバスの収支実績は厳しい状況が続いており、地域公共交通の持続可能な枠組みが必要である

コミュニティバスの利用は伸びているが、収支実績は依然として厳しい状況が続いている。そのため、運行改善を検討し、さらに収支向上を図り、地域公共交通を持続させるような枠組みが必要となっている。一方で、新たな路線の導入に対するニーズが数多く存在する状況にある。



実施内容

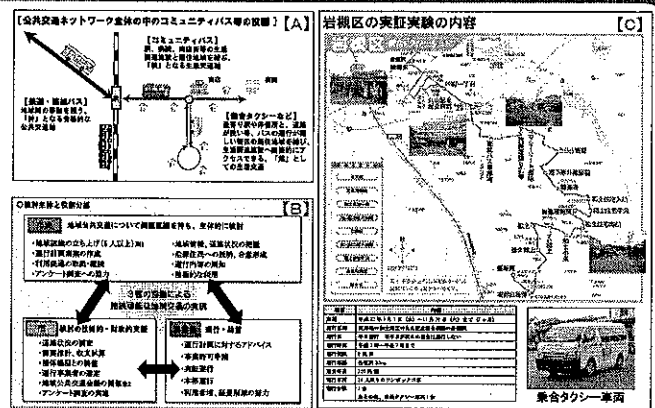
持続可能な地域公共交通の実現を図るため、コミュニティバス等の新規導入や運行改善の検討内容をルール化したガイドラインを策定することとした

地域生活に役立ち、利用され続ける地域公共交通を検討する手引き書として、以下の2つの大きなコンセプトを示したガイドラインを作成することとした。

- ①交通空白・不便地区を解消しつつ、既存の路線バスとの競合をしないように配慮するため、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーなどの役割を明確にする(右図[A]参照)。
- ②これまで利用者でしかなかった市民も参加し、積極的な利用など、地域公共交通について問題意識を持ち、主体的に検討してもらうこととし、市、事業者、市民が役割分担して検討する体制とする(右図[B]参照)。

ガイドライン策定のために実証実験を実施し、導入に向けた検討手順・内容などを検証した

ガイドラインの策定にあたり、コミュニティバス等の適切なサービス水準や導入に向けた検討手順・内容について検証するため、3種類の実証実験(休日運行、路線延伸、新規導入)を行った。本発表の対象である岩槻区では、市街化調整区域の既成市街地である和土宅地区の移動手段を確保するために、乗合タクシー新規導入の実証実験を行った(右図[C]参照)。



岩槻区での実証実験の特徴

収支率の目標値を設定し、市、事業者、市民で共有して、自治会に動機付け

実証実験前に、地区の自治会長など市民が参加する委員会の中で、「みんなで収支率について役割分担をし、市が負担をして責任をとる部分と地域が盛り上げていく部分を折半する」との考え方で、目標値(収支率50%→利用者数54人/日)を設定し、共有した。

地元自治会が目標達成に向けて、地元と呼びかけるなど積極的・自発的に行動し、一般の住民に動機付け

○実験前から地元自治会が率先して周知を図った

実証実験開始前に実験開始の案内を自治会で回覧し、実証実験の周知を図った。また、事前の需要調査に自治会をあげて協力し、自治体が調査票の配布と回収を行った。

○実験中も地元自治会がセレモニーの開催や車両広告の掲載を行った

- ・セレモニーの開催
地元自治会が立ち上げ、実証実験開始当日に停留所のある岩槻南病院で実証実験開始セレモニーを開催し、事業者、病院関係者、市・区担当者など約20名が参加した。
- ・車両内に広告掲示
地元自治会と乗合タクシー運行事業者が協力し、乗合タクシーの座席後部に広告を掲載し、利用者に対して知人等への利用促進を呼びかけた。



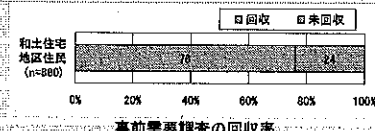
開催セレモニーの状況



車両への広告掲示

住民からの事前需要調査の回収率が高かった

和土宅自治会が積極的に協力したこともあり、事前の需要調査の回収率は76%と高かった。



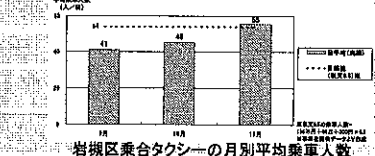
住民の実証実験の認知度がほぼ100%であった

自治会の回覧で周知を図ったこともあり、和土宅地区住民の実証実験に対する認知度はほぼ100%であった。



多くの住民が乗合タクシーを利用し、目標収支率(5割)を達成した

実証実験開始から右肩あがりに利用者が伸び、最大で77人/日の利用があった。その結果、実験最終月の11月で目標収支率5割を達成した。



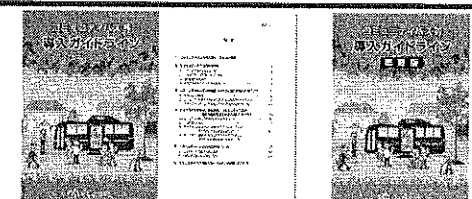
まとめと今後の展開

実証実験の結果をとりまとめ、他地域でも地域発案型で検討できるガイドラインを策定した

ガイドラインでは、コミュニティバス等の新規導入や運行改善をする場合、地域発案型で市民が主体となって検討していく内容とした。

また、本格運行すれば終了ではなく、利用促進を継続していき、利用・収支状況を確認し、状況に応じて改善や廃止を検討する枠組みとした。

⇒今後、ガイドラインに基づき、他地域でコミュニティバス等の新規導入や運行改善を展開し、利用しやすく持続可能な地域公共交通の実現を目指す



※さいたま市のガイドラインは以下のURLからダウンロードできます。
(さいたま市ホームページ「コミュニティバス等導入ガイドラインの策定」)
<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1234492745432/index.html>

コミュニティバス等 導入ガイドライン

概要版



さいたま市

コミュニティバス等 導入ガイドラインの概要

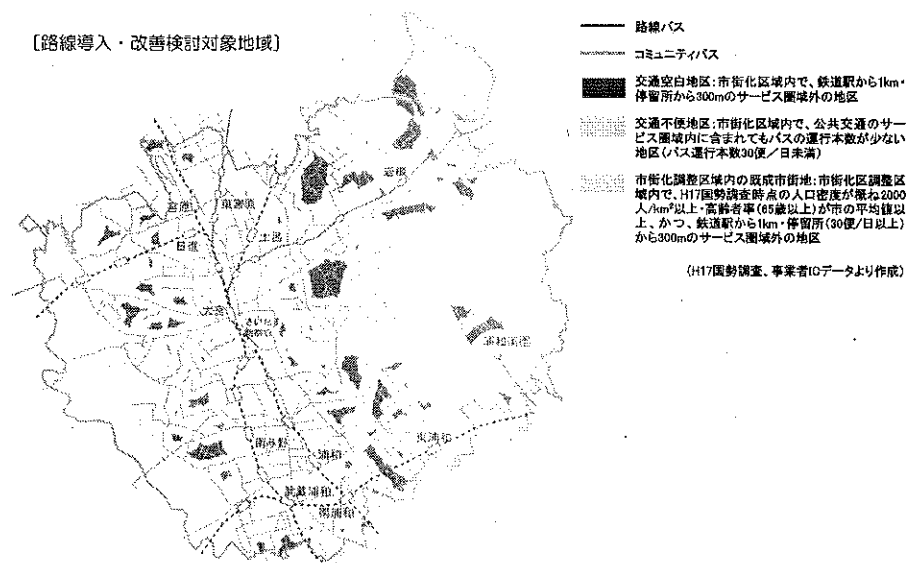
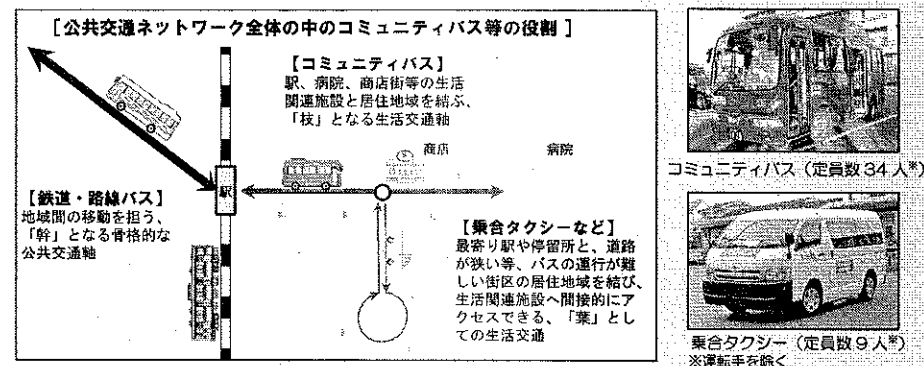
1 コミュニティバス等の基本方針

(1) コミュニティバス等のコンセプト

さいたま市には、南北方向に運行する鉄道路線を結ぶ形で主に東西方向に路線バスが多く運行されており、市民にとって生活の足として重要な役割を担っています。本市では、コミュニティバス等を路線バスが不十分な交通空白地区・不便地区等に対して導入する補完交通として位置づけました。

○コミュニティバス等のコンセプト

- ・主に市街化区域の交通空白地区や交通不便地区の解消
- ・路線バス網の補完
- ・駅、病院、商店街、金融機関、区役所など市民生活に密着した施設へのアクセス



(2) コミュニティバス等のサービス方針

コミュニティバス等のサービス方針は、下記のとおり定めました。

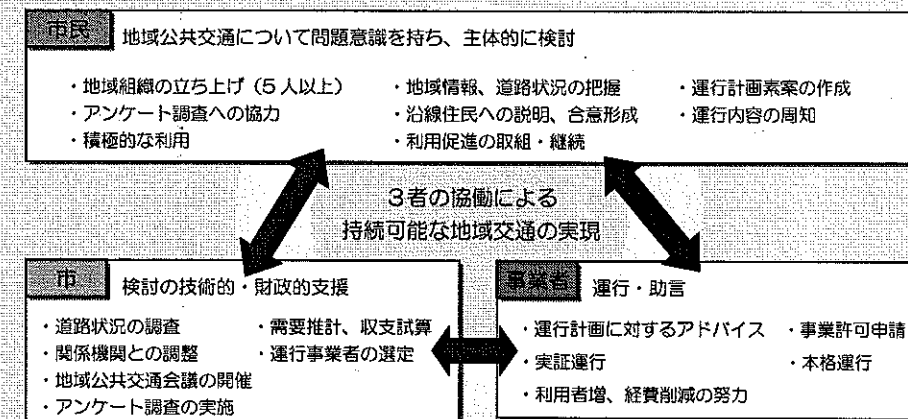
○コミュニティバス等のサービス方針

- 運賃体系
 - ・コミュニティバスは、路線バスと同様の対距離運賃を基本とします。
 - ・コミュニティバス以外は、導入地域における運行計画により、運賃体系を設定します。
- 本数/日
 - ・運行間隔は1時間に1本程度を基本とします。
- 時間帯
 - ・7時台～18時台までの運行を基本とします。
- 運行日
 - ・平日運行を基本とします。
 - （休日については、沿線の主要施設等への交通ニーズを調査して、需要が見込める場合に検討します。）
- 運行システム
 - ・コミュニティバス、または乗合タクシーなどとしてします。

(3) 検討主体と役割分担

地域公共交通の充実には、市民、市、事業者が協働で取り組むことが重要です。コミュニティバス等も市民自らが守り、育てることが不可欠であり、市や事業者の支援のもと、市民の主体性が必要です。

○検討主体と役割分担



(4) 本格運行後の収入増への取り組み

コミュニティバス等の本格導入後、安定的な運行を続けるためには、利用者からの運賃収入のほか、広告収入や協賛金などの運営外収入を検討する必要があります。

- ・地元企業、商店、病院等からの協賛金
- ・自治会など地元の負担金
- ・車内広告や車外広告（ラッピング）

2 コミュニティバス等の新規導入に向けた検討の流れとポイント

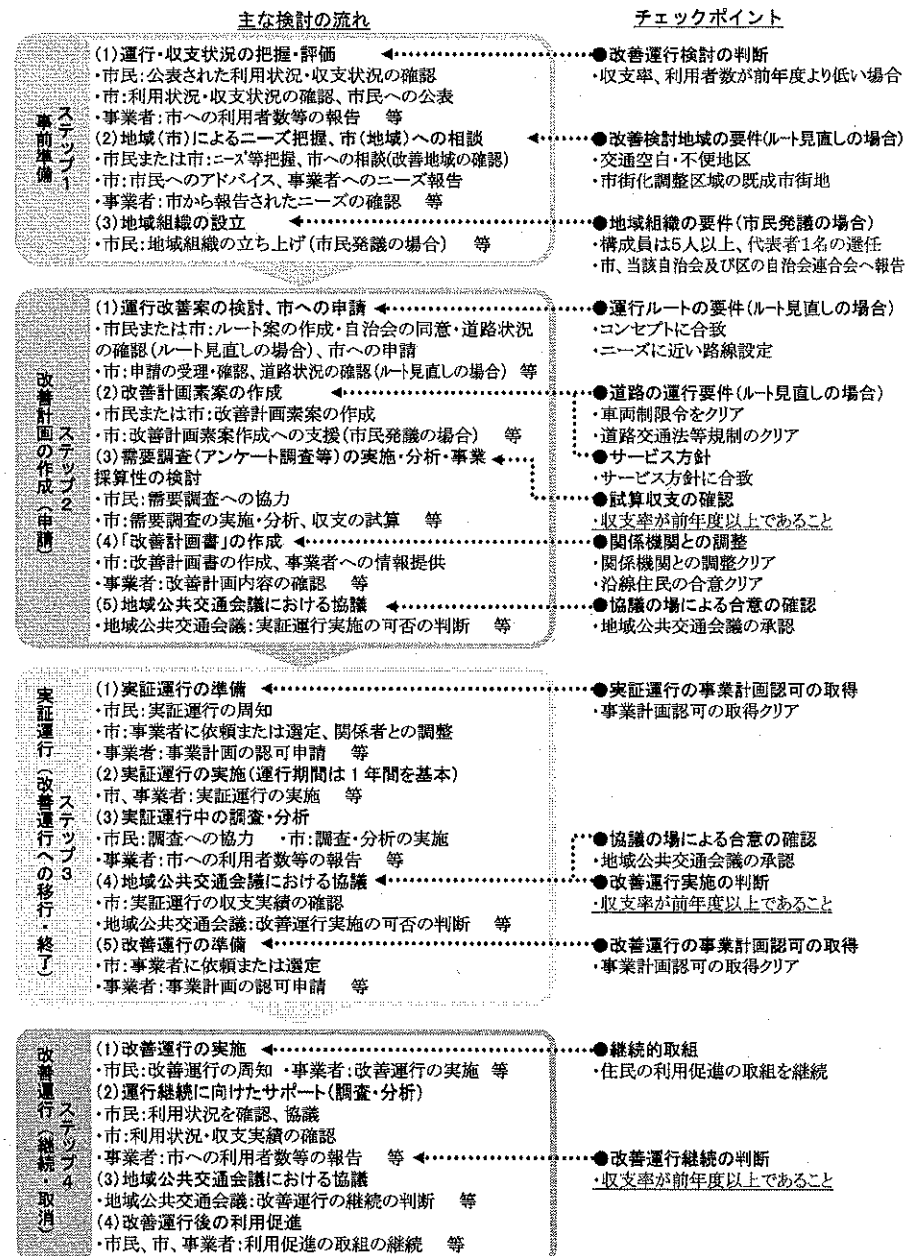
新規導入に向けた基本的な検討の流れとポイントは、以下の通りです。



※本格運行後、運行内容を改善する場合の検討の流れについても上記と同様となります。ただし、収支率の基準は、「コミュニティバス等導入ガイドライン本編」をご覧ください。

3 ガイドライン策定前に導入されたコミュニティバスの運行改善に関する検討の流れとポイント

運行改善に向けた基本的な検討の流れとポイントは、以下の通りです。

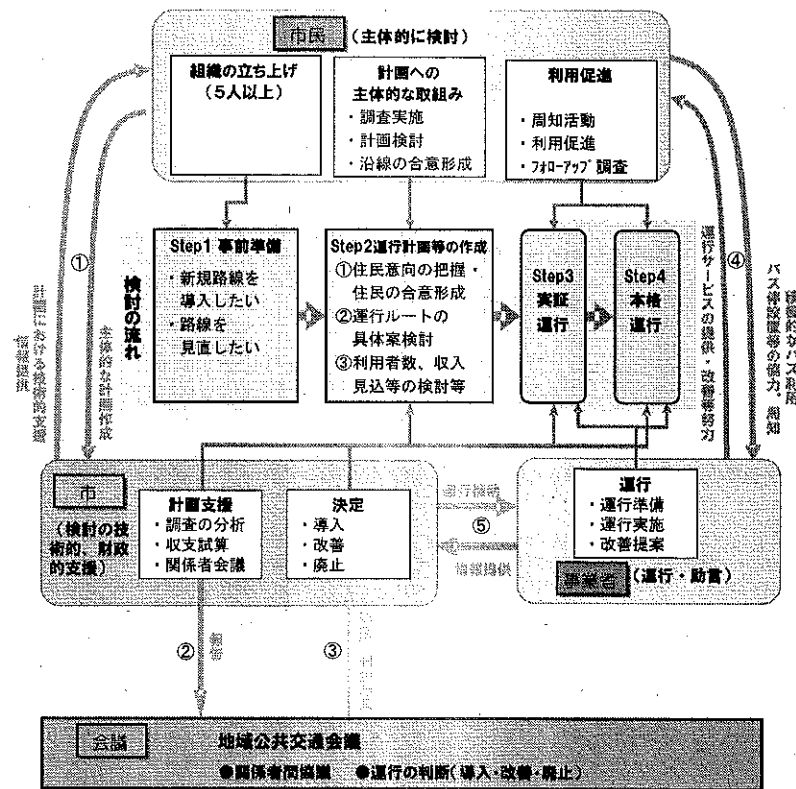


※平成27年度までに収支率40%以上を目指し、運行改善による利用促進を継続します。

4 コミュニティバス等の検討体制について

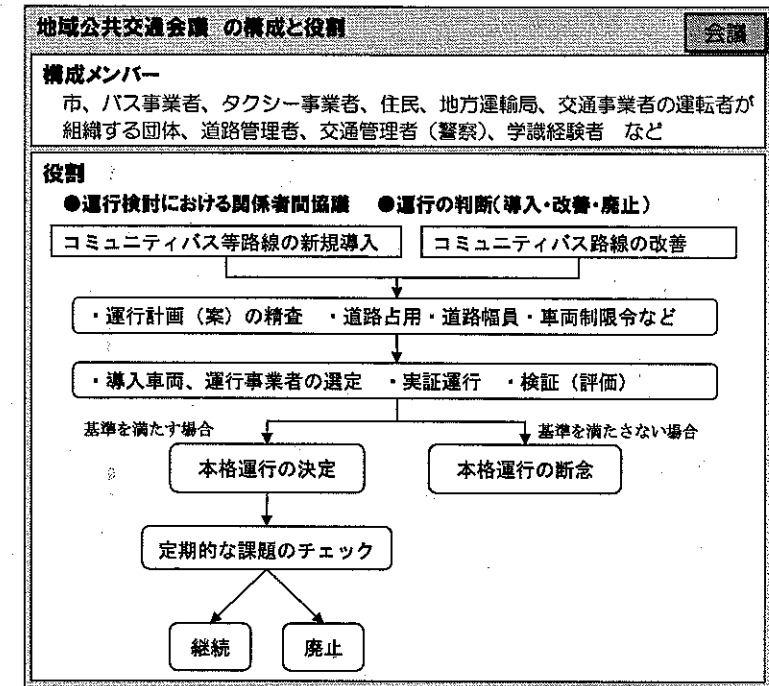
(1) ガイドラインに基づく検討体制

ガイドラインに基づき、市民（地域の方々）、市、事業者の三者による協働のもと、コミュニティバス等の検討主体や役割分担などの検討体制を定めます。検討にあたっては関係者間の協議・調整の場として「地域公共交通会議」を設置しました。



(2) 地域公共交通会議の構成と役割

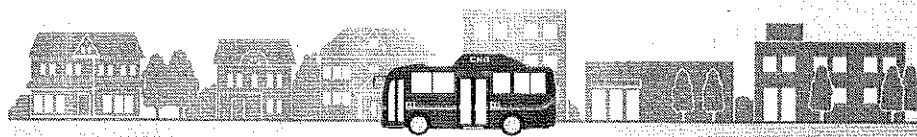
地域公共交通会議は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じた公共交通の運行について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年改正道路運送法に位置づけられています。

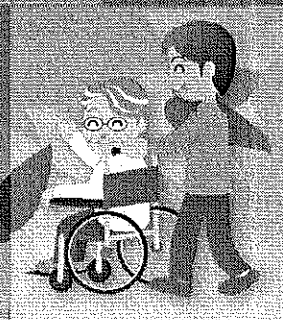
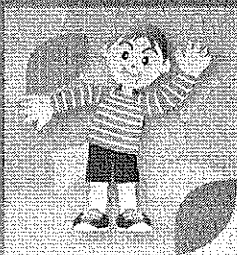
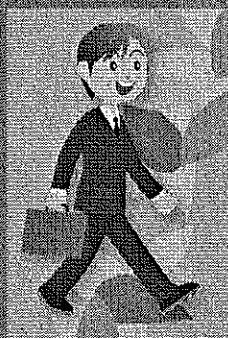
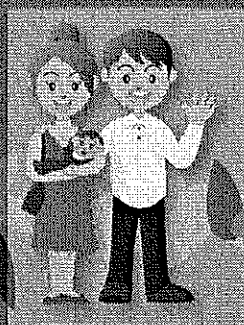
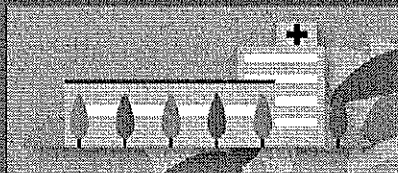


5 ガイドラインの見直しについて

「コミュニティバス等導入ガイドライン」は、地域の実情にあった公共交通として、市民、市、事業者が協働して、コミュニティバス等の導入や改善を検討する手引書です。

今後、本ガイドラインを用いて、持続的に地域公共交通を充実させていくためには、社会経済状況や都市構造の変化、上位計画（都市交通戦略、都市計画マスタープラン）の変更に対応していくことが必要となります。そのため、「コミュニティバス等導入ガイドライン」の内容（サービス方針、導入検討地域の要件、収支率の基準など）について、概ね5年ごとに見直しを図っていきます。





お問合せ先

さいたま市都市交通課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1054

<http://www.city.saitama.jp/index.html>